

1 - (4) 京都らしい町並み景観を形成するための「伝統建築物
の新築・建替え等を可能とする建築基準法」の整備
(国土交通省)

大きな戦災を免れた京都市には、伝統的な都市型住宅である京町家が約28,000軒(平成10年度 都心部4行政区)存在しています。近年、これらの京町家等が店舗や住宅として再生される事例も多く見られ、その価値が再認識されつつあります。しかし、これらの京町家等の再生は、建築基準法の規定が適用されない範囲で行われており、防火性や耐震性などについて十分に検証されているとはいえない状況にあります。このため、京都市においては、京町家等の伝統建築物にも適した構造計算法(限界耐力計算法)を活用した耐震診断と耐震改修のマニュアル策定に向けた調査研究を、国の補助金を活用して行ったところです。今後は、この調査研究の成果を施策化して京町家の耐震改修を促進するだけでなく、新築・増改築も含めて、京町家等の再生を一層促進し、町並みを積極的に再生していくことが求められています。

そこで、京町家等の部分的な増改築又は大規模な修繕・模様替えに当たり、上記の調査研究結果を反映した構造補強によって耐震性能を向上させた場合、その既存不適格部分において、現行法の防火規定に見合う代替防火措置(ソフト、ハードの両面を考慮した総合的な防火措置)を可能とする認定制度の創設を提案します。

また、併せて、新築・建替えにも適用できる、京町家等の伝統工法の特徴的な意匠形態を損なわない外壁、軒裏や開口部等の防火仕様規定の告示の拡充及び伝統工法の構造耐力要素(土壁、垂れ壁、木格子パネル等)の性能認定(限界耐力計算上の構造耐力の認定)、更に、一般の建築士が容易に活用できる、限界耐力計算法の普及型の開発・告示化を提案します。

提案事項

- 1 伝統建築物である京町家等の部分的な増改築又は大規模な修繕・模様替えについて，京都市の構造に関する調査研究結果を反映した構造補強により耐震性能を向上させた場合，現行防火規定の代替防火措置を可能とする認定制度の創設
- 2 京町家等の意匠形態を損なわない防火仕様規定の告示の拡充，伝統工法の構造耐力要素の性能認定及び限界耐力計算法の普及型の開発・告示化

主な提案先：国土交通省（住宅局建築指導課）

京都市の担当課：都市計画局 建築指導部 指導課長 本田徹 TEL 075-222-3620

